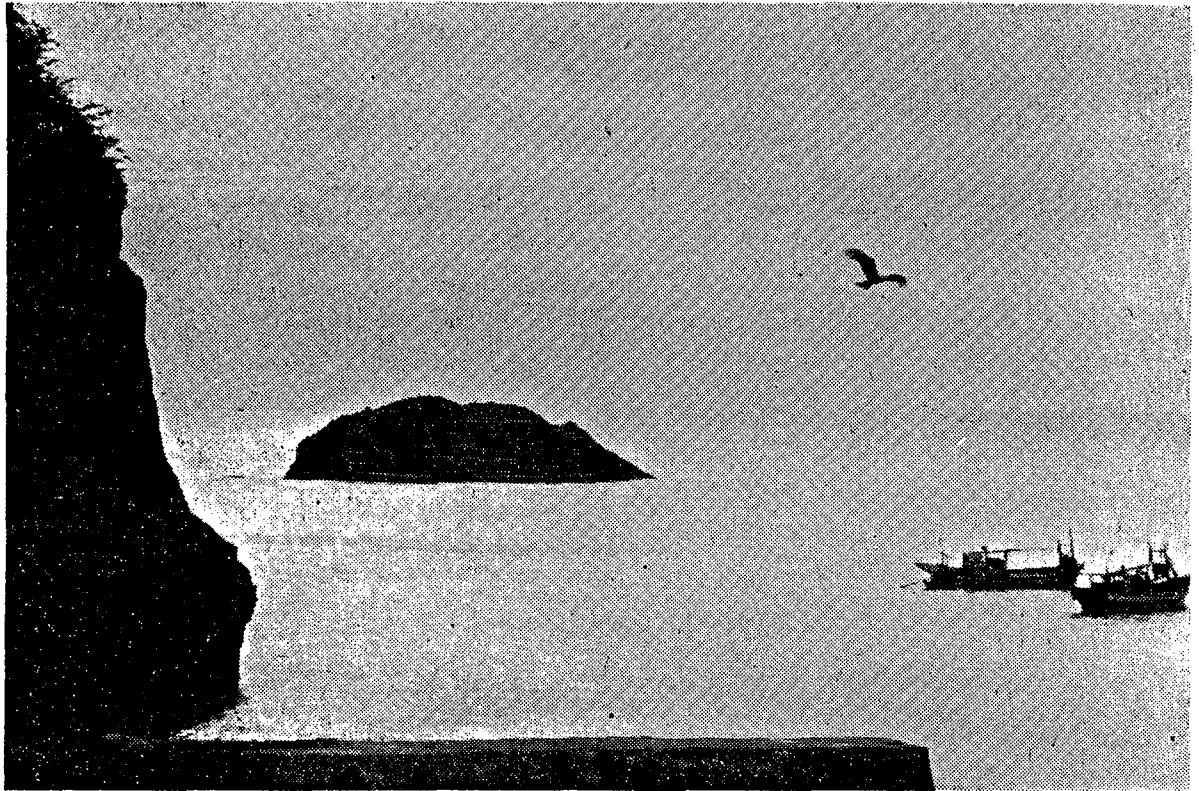


拓水

第七一號昭和卅七年七月十五日發行
每月十五日一回發行 一部 十円
昭和卅二年十月十八日 第三種郵便物認可

七 月



兵庫縣漁業協同組合連合會
財団法人 兵庫縣水産業改良普及協會

地区	須 磨	東 二 見	高 砂
施設	鉄筋コンクリート2階建 延床面積234.49㎡ (71坪)	鉄筋コンクリート2階建 (塔屋1.2階) 延床面積311.78㎡ (94坪)	軽量鉄骨ブロック造 2階建 延床面積306.00㎡ (93坪)
釣 案 内 所	1階 釣相談室、ロッカールーム、シャワー、食堂 管理人室 2階 休憩室 8帖×2室 12帖×1室 ベランダ	1階 釣相談室、応接室、浴室 管理人室、ボイラー室 駐車場 2階 宿泊室 10帖×4室 舞台、食堂 屋上 ベランダ	1階 釣相談室、応接室、食堂 浴室、管理人室、ボイラー室 2階 和室 6帖×2室 洋室 6帖×3室 ベランダ
釣 船 指 導 船 連 絡	木船 6.97トン ディーゼル30馬力	木船 4.27トン ディーゼル16馬力	木船 3.80トン ディーゼル16馬力
簡易無 線電信	沖電気 フォネット 102型 1組	サンヨー電機 TA-HL/B型 2組	沖電気 フォネット102型 1組

須磨、東二見、高砂の
フィッシングセンター完成

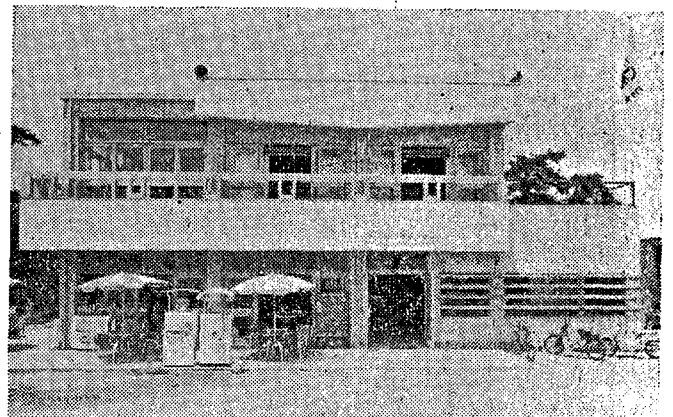
昭和三十六年度観光漁業施設設置事業として、県、市より各三分の一補助(二〇〇万円)を得て、鋭意工事中であった三地区のフィッシング

センターは須磨の五月十一日を先頭に、六月十六日、二十日と相次いで竣工式を挙行し、開館した、その施設の内容は次のとおりである。

兵庫県観光漁業協会設立

(調整係)

昭和三十六年度には、須磨、東二見、高砂の三フィッシングセンターが完成し、引き続き三十七年度には赤穂、由良の二地区に設置の決定を見たので、このたびこれ等五地区のセンターを中軸とし、県下の観光漁業関係漁協、釣魚同好会ならびに通関係機関を一丸とした兵庫県観光漁業協会を設立し、今後釣客誘致のための広告宣伝、釣案内、釣船サービ

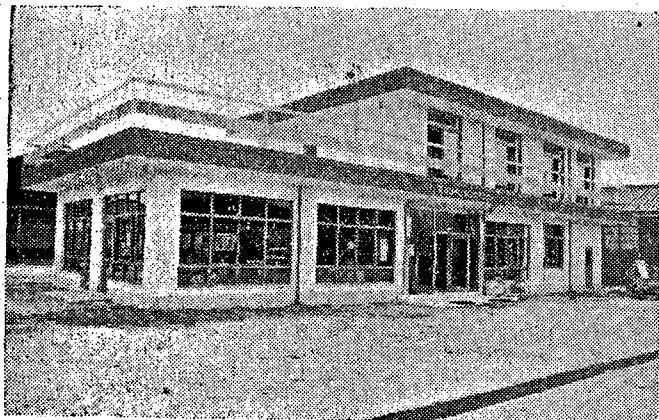


(須 磨)

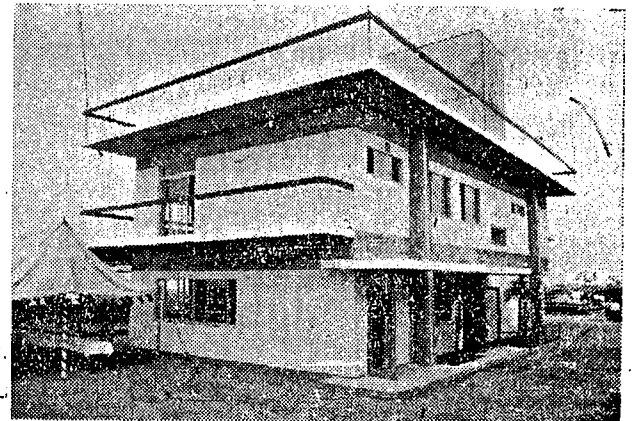
スの向上など、観光漁業の組織的な振興を図るため、去る六月二十六日関係者が明石市東二見フィッシングセンターに参集して設立総会を開催、会則の制定、事業計画の作成、役員を選出を行った。当日決定した主なる役員は次のとおりである

会 長 古田農林部長
副会長 山田神戸市西部漁協組合長
正木山陽電鉄KK専務
中川兵釣連会長
顧問 阪本兵庫県知事
宮崎神戸市助役
丸尾明石市長
菱川高砂市長
藤原神戸電鉄協会長
草薙兵庫自動車協会長
相談役

(高 砂)



(東 二 見)



高砂漁協4Hクラブの

アナゴ蓄養試験について

水産試験場普及調査課

井 伊 明

水産業改良普及事業の一部として昭和36年度から、研究グループ・改良普及員・専門技術員三者協力による増殖技術改良試験という事業が実施されています。水産庁研究第二課の意図する所は、本事業により専門技術員・普及員には実地研究の場を与え、研究グループに対しては指導職員の直接指導によって、より科学的な研究方法を学びながらグループ員の研究意欲を昂揚させようというもので、本県ではアナゴの外に、ノリの沖取・イワノリ・ワカメ等について各地で実施しました。今回は高砂漁協4Hクラブの諸君・高木普及員らとともにおこなったアナゴの蓄養試験についてその概略をお話ししましょう。

色々の事情があつて、この試験に着手したのは一月の末となり、定期的に見ても、飼育成績・経済効果と

にもよいものは期待できなかったのですが、「冬季間の蓄養成績を知ることにも無意味ではない」という考えのもとに敢て実施した次第です。場所は高砂港は向島公園の提防際で水深約4米、表面水は加古川の影響でしばしば塩分が低下するので、沈下式活簀を使用しました。昨年タコを飼育して好成績を挙げた、鉄骨金網張りて投餌用の煙突網つき2区劃のもの1台(第1区)と、新しく木製金網張り煙突網つき区劃なしのもの2台をクラブ員が自作し、内部には竹筒や土管を魚巢として入れました。

種苗は淡路町森から約75疋と明石浦から約14疋を船で運び飼育を開始したのは2月3日からであります。それらのクラブ員の仕事は投餌・活簀の掃除・天候気温表層底層の水温比量の観測などです。沈下式の活簀

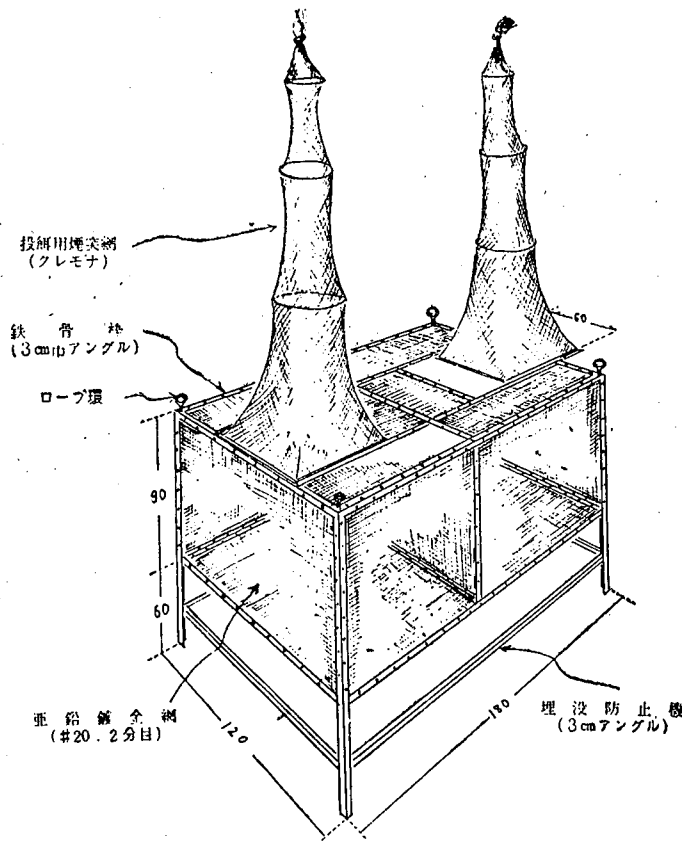
だけに想像以上に手数と労力のかかる作業ではありましたが熱心に続けました。餌料には初めのうちは鯨のミンチやマグロ・ブリ・サバ等のアラ或はエビ・イワシその他の雑魚を与えました。2月中旬頃までは寒さのせいかわかぬ餌が適しなかったためか、餌つきはさっぱりで、掃除の度に斃死魚と多量の残餌が出てきた由です。下旬に入りイカナゴがとれ始めたので餌もこれに替えた頃から急に餌つきがよくなり、魚体も肥えてきたとのことです。これが水温の上昇に原因するものかどうかは、変化が非常に僅かなものなので即断できませんし、餌の好みも更に研究の必要のある問題です。

4月19日に、結果を知るためいちはおう此の試験を打ち切り、飼育してきたアナゴを全部とり上げました。開始当時16・7グラムであった平均体重が76日の間に31・2グラムに成長しておりましたが、取上尾数は開始時の30%しかありませんでした。確認した斃死尾数は飼育期間中を通じて計8%です。実際には20%が死んでいたとしても約半数を逃がしてしまつた勘定となり、煙突網の小さな破れを放置したことを、関係者一同大いに悔んだものでした。

目 次

須磨、東二見、高砂の フィッシングセンター完成	1
高砂漁協4Hクラブの アナゴ蓄養試験について	2
水試 井伊 明	2
漁 港	4
漁家の月給制について	6
漁村経済の安定合理化 をはかる月給制	8
山口県光漁協を視察して	8
漁船機関基礎講座	14
水試 杉本技師	14
漁業経営体数の調査	15

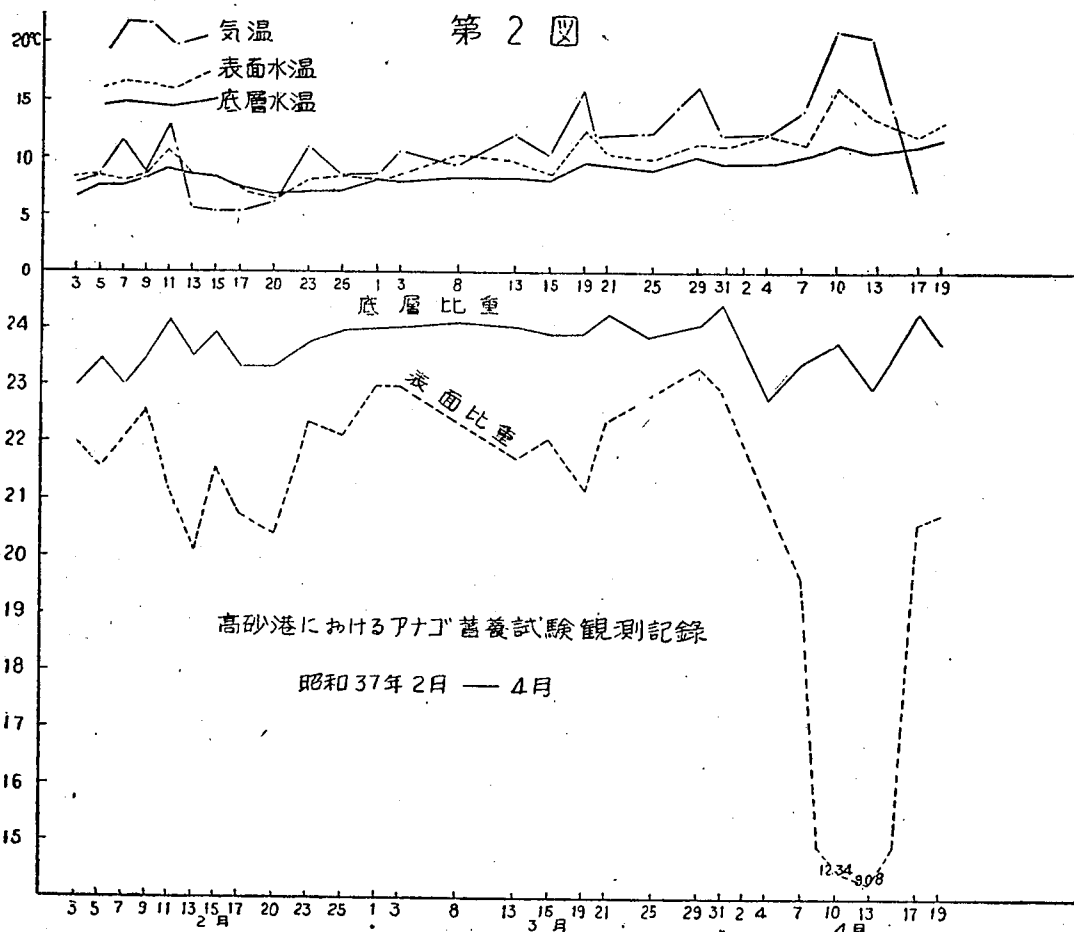
(第1図) 沈下式アナゴ(タコ) 蓄養活簀見取図 (鉄骨製)



もっとも条件の悪い時期ではありましたが、完全に管理すればかなりの成績が挙げたものと思えます。またこれを夏から秋まで、或は年末にかけてやれば、そして安く仕入て高価な時期に出荷するように管理すればかなりの利潤を挙げることができましょう。

最後に、この場所における沈下式活簀の意義について、観測記録から検討して見ましょう。第2図を御覧ください。一番寒い時期ではあります。底層の水温は2月中旬の数日を除けば常に表層より1~2度低く、この点で沈下式は浮活簀より不利と申せましょう。しかし比重は底層では常に23 (1.023) から24の間を保っているのに、表層は20か23の間を不安定に上下し、4月10日前後には極端に甘くなっています。もし浮活簀であったら、この時におそらく全滅していたことでしょう。此所のように降雨出水の影響を強く受ける場所でも、4米下れば平常と大差ない塩分の水に覆われているわけですから、このような場所ではやはり沈下式が安全な方法であるといえましょう。

第2図



以上まことに粗略な記録ですが、これがきっかけとなって、各地で漁業者自身が考えついた色々な魚種の養殖熱が盛んになればこれに過ぎる

喜びはありません。私共もできる限りのお手伝いをさせて頂くことをお約束して筆を擱きます。

漁 港

漁港について何か書くようにと再三拓水編集の方より言われておりましたが、技術屋と言ものは数学とか理屈をこねることとは得意？でもありますがさてこれを文章に表わすと云うことになる口程に筆が動かず書き上げるまでが大変なことなので、読みづらいたところは良識ある読者の判段におまかせすることに紙数の許す範囲で本紙を汚すことに致しました。

去る四月十八日兵庫県漁港協会創立十周年記念を盛大に開催されましたが、これを契機として漁港について多少とも皆様の認識を高められ、漁港施設の一日も早く完成を念願して思いつきそのまま本号より研究課題と事務連絡をかねて、漁港欄を設けることになりましたのでよろしくお指導賜りますようお願いいたします。なお本欄について疑問点や研究課題がありましたら漁港係長まで御通知下されば幸と思えます。

漁港と題して

第一節 漁港の話

漁港の生立を知るため、元水産庁漁港部長林真治氏が書かれた「漁港の話」を要約して漁港の概念を知って頂くと良いと思われまますので、すでに読まれた方は復習の意味でお願ひし、話をまとめてみます。

漁港の歴史は原始社会の頃から行なわれ魚をとることに漸次工夫されて沿岸住民の職業として漁業者が生れたものでありますが、当時の漁法は地曳網、定置網、一本釣等が主

ります。

明治にはいりますと漁業組合ができ漁民は小規模な漁家として漁業者となり、従来の網元が経営体になり遠洋漁業が奨励されるようになって大資本漁業が生れました。このようにして漁業集落が出来、漁業の企業が大きくなるにつれて漁業の根拠地である漁港の必要性が増加して天然地形を利用する丈ではどうにもならなくなつて、地元漁民の出資や賦役などにより港の築造が行われましたが十分な施設を造ることが出来ず、明治四十一年に漁業振興の建て前から、伊豆七島の式根島に国庫二万圓が交付されて船溜が修築されたのが始まりであつたようです。

大正七年産業奨励として漁港修築事業に補助金が交付されることになり、大正十二年までに大、中規模漁港の十数港が着工されました。

大正十四年つまり欧洲大戦による戦後の不況の嵐の中にある農漁村振興のため漁業協同施設、船溜、船揚場の助成工事が行なわれ昭和四年には小漁港の修築が始められるようになったのであります。

その後昭和七、八、九年には農山漁村の疲弊がその極に達しましたので、時局匡救農業土木費が出され全

国各所に漁港修築、船溜設備の補助事業が行なわれました。

第二次大戦後は満洲、千島列島、樺太、朝鮮、台湾、南洋委任統治地を失つて好漁場における操業が大半に一時制限されると共に、狭少な国土に人口が急激に増加する一方であつたため食糧事情が極度に逼迫したので、動物性蛋白質資源の補給として漁業の振興が重要視されるに至りまして、漁業生産の基盤として漁港の整備を急速に行うことが必要となつて、昭和二十五年漁港法が制定され全国の各漁港について整備されることになり

昭和二十六年 第一次漁港整備
昭和三十三年 第二次漁港整備
が行なわれ、明三十八年から四十五年にかけて第三次漁港整備事業が実施されることになっております。

「次号は第二節指定漁港と港湾」

研究課題

コンクリート工事について

第一節 緒言

コンクリート、誰でも知っている混合物であるが決して土や石を水で混合して作られるものではない。又コンクリートは天然資源物を利

用して造るものであることには違いないが、さて、これを人が造る以上其処に出来の良い悪いが生じ、これに経済上の問題が伴うため技術が必要となってくる。

技術は、その人個性と身につけた経験によりその生かし方の上手下手が、工事の出来ばえに大きく影響することは勿論にして、正しいコンクリート施工を基本的に知っておくことは監督者、指導者としての資格であり条件でもある。

コンクリートは型枠に入れ、ある時間後に固って出来上ることは、世人の誰もが知っていることである。正しいコンクリート作業が行なわれた場合は永久施設として世のために残るが、そうでないときはみにくい残骸を残すことになり、これ等の原因は主として施行の良、不良で決まる。

又設計、仕様通りに施工されたコンクリートはある美しさを持つものであり、これに反し不良施工は軟弱なそしてみにくい出来上りとなる。

次に不良施行の原因であるが、これは作業員即ち労務者が能率的なものでなく、あるいは考えから常に楽な仕事を選び施工の責任を持たない場合、工法の未知からくる不良施工及び債負人が不当な利益を見込んだ手抜

作業とがある。

次にコンクリート工事は労力費に比し資材費に多額を要するものであるから、良き指導と正しい施工つまり監督する者が自覚して現場に当れば不良施行は充分喰止められるものであるから、監督者、指導者としての責任は重大である。

なおコンクリート工事は、土木工事にしる建築工事にしる必らず設計に折り込まれるものであるから、或る程度の常識をもっておくことは、監督者として又はよき指導者として是非必要なことであるから、正しいコンクリート工事はどうしたらよいかと言うことを皆様方も研究して頂きたい。

「次号は第二節セメントについて」

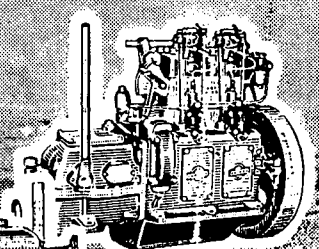
漁港協会だより

昭和三十五年度、三十六年度の会計検査会計実地検査が去る六月二十一日より二十五日まで実施され、漁港関係について次の漁港が検査対照となつて受検しました。


- 撰播 林崎、坊勢
 - 但馬 浜坂、香住、田結
 - 淡路 飯屋、野島、浅野、育波
 - 鳥飼、丸山、沼島
- 計 十二港

早く漁場へ...早く市場へ...

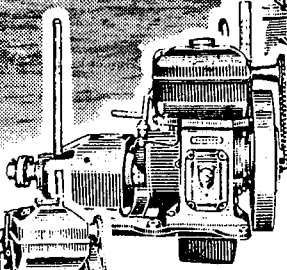
創業 50年
YANMAR DIESEL ENGINE CO. LTD.



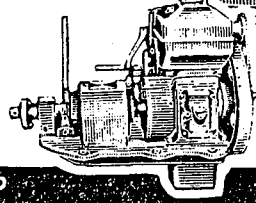
2ST(B)
10~12馬力



漁船主機用
3-800馬力



NTS85
4馬力



NTS70R
3馬力

YANMAR DIESEL ENGINE CO. LTD.

ヤンマーディーゼル株式会社

本社 大阪 市北 区茶 屋町
支店 大阪 東京 福岡 札幌 高松 広島
出張所 金沢 岡山 旭川 大分

漁家の月給制度について

近時、全国で漁家の月給制が話題になっており、大いに効果をおぼえていると聞いております。岩手県宮古市、重茂（おもえ）漁業協同組合の現状を調査のため、但馬水産指導室長岸技師、水産課組合係長浜主事が現地に出張しました。概要は次のとおりであります。

(一) 組合の概況

重茂村漁業協同組合は、岩手県宮古市にあり、市の中心部よりバスで約二時間（二〇軒）の悪路をたどり太平洋を一望に見わたせる本州の最東端にあります。

この組合は組合員三六二名（内準組合員二名）で五、〇七五千円の出資金があり、組合事業として、信用、購買、販売、自営漁業、指導の各種事業を実施しており、組合運営としては、兵庫県下各漁業協同組合と何等変りはないのでありますが、組合員の営む漁業が、あわび、昆布、若布の浅海漁業専門である点が趣を異にしている点であります。

それを水揚高で見ますと第一表で

うかがい知ることが出来る通り、あわび、昆布、若布で水揚高の九〇%を示しています。従って六〇〇隻の漁船は一屯未満がほとんどでありまして、動力船は四〇%にすぎない状態です。

生産の推移を見ますと、九〇%を示める、あわび、昆布、若布の三品目は、昭和二四年度わずか三、九七三千円であったものが、昭和三三年度で一四三、五九四千円と約三四倍の増加となっております。これは、海況の好転、増殖の伸展、密漁の取締り、漁船の動力化など、色々とあります。何と云っても組合員総てが協力して生産向上に努力したことにより、又一面組合幹部、特に組合長の指導よろしきを得たものであります。

貯金の推移を見ますと、協同組合発足当時の二〇三千円が昭和三三年度には二七、六四三千円となり、昭和三五年度では四六、三三三千円と急激な上昇線をたどっている。特に昭和三一年度から始められた二割天引貯金により一層の効果を挙げてお

35年度

品名	数量K	金額円	
わかんめ	260.731	51,954,000	99%
こかんぶ	168.960	20,509,000	
あわび計	210.598	71,131,000	
三品小計		143,594,000	
雑海藻		1,000,000	0.25%
焼うに		9,856,000	
魚	34.478	3,729,000	
小計		14,585,000	1%
合計		158,179,000	100%

(表1) り、これもやはり漁家経済の計画化の推進に負うところが大きいものと考えられます。

(二) 月給制度のあらまし

この組合が月給制を初めたのは、昭和三五年九月からで、五二世帯の賛同を得て、月給額八六九千円（一世帯平均一六、六〇〇円）をもって発足しました。その後月々参加する世帯が増え、昭和三十六年二月末で一〇九世帯となり、月給額も一、八九二千円となっております。この間に一世帯の脱落者もなく、発展の途をたどって来ております。これは第二表で見られるとおりで、この制度が如何に漁家にとって喜ばれているかを示しています。この第二表

で立替処理と言いますのは、水揚高が月給額より少なくて、一時的に組合が立替えて月給を支払ったもので、月によって相当の変動がありますのは、第三表で示すとおり、漁獲物の採取時期に関係があります。立替金の多い月は、五、六月と一〇月になっていますが、これは、わかめの換金が約二カ月かかるため、この間のつなぎを意味し、一〇月はこんぶとあわびの切替時で、やはり賃金のつなぎを意味します。昭和三六年十一月以降は、立替金が零となっているのは、月給制の効果のあらわれで、家計のやりくりが上手になったことを示めています。

つぎに、この組合が月給制度を始めた動機について聞いてみますと、毎年二、四月の間は準業収入がほとんどありませんでしたが、今までは、木炭の製造（地区で約一〇万俵）で補ぎながら来たのでありましたが、昭和三四年頃より、木炭の需要が急激に減少したために、明日の米代にも困り、組合へ借りに来る仕末で、ありましたので、この対策として、生活に計画性を持たすために月給制が一番よいと判断して実施したそうです。この考え方は組合長一人で計画して、意見の発表を行うと、ほと

表(2) 月給制度推移表

年度	月	月給額		内立替処理		月給額に立替する割合
		人員	金額	人員	金額	
35.	9	52	869,000	26	286,000	31.9%
	10	56	943,000	34	591,000	62.7
	11	56	943,000	27	379,500	40.2
36.	12	56	943,000	1	5,000	0.5
	1	56	943,000	3	36,000	4.0
	2	56	943,000	1	2,000	0
	3	56	943,000	4	75,000	8.0
	4	56	943,000	9	108,000	11.5
	5	98	1,681,000	54	715,000	42.5
	6	100	1,716,000	34	547,000	31.7
	7	103	1,763,000	13	209,000	11.8
	8	104	1,790,000	9	105,000	5.8
	9	104	1,790,000	18	176,300	9.7
	10	108	1,790,900	51	682,200	38.7
	11	108	1,859,000	0	0	0
12	108	1,867,000	0	0	0	
37.	1	109	1,892,000	0	0	0
	2	109	1,892,000	0	0	0

附記 12月現在月給生活者月取貯金残高の1人平均
 ¥71,393 非普通貯金 ¥54,579

など反対でありまして、計画を進めて行く上において、色々冷たい抵抗、熱い抵抗がありました。組合長の意志は固く、遂に説得し、多くの賛同者を得たもので、現在では、反対に皆喜んで、この制度を利用してはいます。

つぎに、やり方について調べますと漁家経済の計画化、冗費節約等の目的のために月給制を実施しようとする主旨の徹底を図ること、漁家の家族構成や、年間収入を確実に把握することです。主旨の徹底にはあらゆる機会を利用して、組合長自ら説得に廻り、家族構成や収入については、調査表を作成実施した。この

調査は、あくまで極秘扱いにしなければならぬ。

月給額の決め方については若布、昆布、あわびの三品種のみを対象とし、調査表により、年々過去三カ年の販売実績の平均の八〇%を基準金額として、次の年の販売見込額、貯金残高を参考に、月一人当り三〇〇〇円を目途として、個々に組合長と家族が話しを行なって月給額を決定します。契約(別記)を行ない、毎月一〇日に組合職員が月給を届けます。その時に、色々制度の現況や、希望、意見、家計簿の注意事項を印刷して配布しています。現在では最高五八、〇〇〇円、最

表(3) 品 種 別 漁 期

品 種	漁 期	最 盛 期
わ かん め こ かん め あ わ ぶ	4月 ~ 8月 9月 ~ 11月 11月 ~ 翌年1月	7月 10月 12月

底八、〇〇〇円で平均一七、四〇〇円程度です。

月給制を実施している漁家は、必ず家計簿を記載しなければならぬことになっております。簿記は現実に適応し、主婦が書きやすいように色々工夫されています。

(三) 月給制の効果

さきに一寸触れましたが、月給制実施後、約一年経過したときに、立替金を受ける必要がなくなるようになったことにより、家計の計画化と冗費の節約が図られたと言う効果は見逃がせない事実であります。実施中の漁家を直接訪問して、この点はっきりと、主婦の方から聞かされました。又節約により、余ったお金は目的貯金として、その目的に応じて有効に利用されています。例えば私達が訪問いたしましたある漁家では、永年の念願であった風呂場の新設が出来たことを一番喜んでいました。こうした生活面の改善と共に常に家族が話し合う機会が多くなり、希望に満ちた明るい生活ができるようになったと実施した組合員一同は口をそろえて喜んでいました。

御参考までに、月取貯金実施要領並びに月取貯金契約書は次の通りであります。

月取貯金実施要領

- 一、月取貯金は、この組合の組合員の年間収入を毎月平均に切換え、これによってその日常の経済生活を計画的に改めることを目的とし、これを希望する組合員は、組合とこれについて契約を結ばなければならぬ。
- 二、契約は一年毎に更新することとし、毎年五月に始めて、翌年四月に終る。但し、最初の契約については、始期を変えることができる。
- 三、組合は希望者の、(1)現在の普通貯金高、(2)過去三カ年の漁協共販手取金の八割、(3)希望者が収入見込に見込むことを希望する経常的収入、(4)希望者の世帯構成の現況、(5)その年の海況、その他の調査を基礎に、希望者と協議の上、その年間手取金高を決定した上、月取貯金の契約を結ぶものとする。
- 四、契約した組合員は、共取代金の金額及び契約協議の際に見込んだ経常的収入はすべて、これを組合に月取貯金(普通貯金)として預け入れなければならない。但し二割天引貯金(別途貯金)は従来の

方針による。

五、毎月の手取金高は同額とする。

但し、あらかじめ期節増加金を定めることが出来る。

六、契約者の月取貯金が、その月の月取金に足りないとき（全く貯金のない場合も含む）は、組合はその不足分を共取代金の前渡金として補充して、払出こととする。

但し、その金額、普通手取金の二倍を超えることはできない。

七、毎月の手取金は、定例日（毎月一〇日とする。但しその日が休日）に当るときは、その前日）に組合から契約者に届け、同時に貯金払出の手續をする。

八、契約者が、毎月の定額以外に、その月取貯金を払出そうとするときは、一応組合と協議して同意を得なければならぬ。

九、月取貯金の契約は、両者協議の上、内容を変更し、又はこれを解消することができる。

一〇、月取貯金と二割天引貯金との関係については、両者協議の上、決定する。

月取貯金契約書

重茂漁業協同組合（以下甲と称す）と、その組合員（以下乙と称す）

とは、甲の定める月取貯金実施要領に基き、左の契約をした。

一、乙は甲とこの契約を結ぶために協議決定した収入はすべて、これを甲の定める普通貯金に預入れらる。

二、甲は、毎月左記の通り、乙の普通貯金を払戻して、これを乙に届ける。

月額金

期日 一〇日（休日のときは前日）

契約期間 自昭和 年 月 日

至昭和 年 月 日

三、前項の払戻しについて、乙の普通貯金が不足したときは、甲は、乙の共取前渡金を以て、これを補い、定額を乙に支払う。但しこの取扱いは、定額の二倍を限度とする。

四、乙は、その普通貯金を、この契約以外に払出そうとするときは、甲と協議の上、その同意を得なければならぬ。

五、この契約は、甲、乙協議の上、内容を変更し、又は、これを解消することができる。

昭和 年 月 日

（甲、乙署名捺印）

漁村経済の安定合理化をはかる月給制

光漁業協同組合婦人部の月給制を視察して

最近の国民生活の向上にとともに、漁村の生活水準も高める必要がある。季節的に変動の多い漁業収入を預金に振りかえ、毎月定額を引き出し計画的な生計を営む、いわゆる月給制をとり入れている漁村が全国にかなり見られるようになりましたが、その一つ、山口県光市室積の光漁業協同組合婦人部をおとづれ、この制度の実態について研究した概要を紹介いたします。

一、月給制をそだてた背景

ア 光市の概要

光市は人口約四万、山口県の瀬戸内周防灘に面した東部地域に位置し、市の中央を流れる島田川を挟んで、くり拡げられた都市であり、西南はるかに九州の山々をのぞみ、東南海面には無数の島々が散在し、瀬戸内海国立公園の一部として風光明媚な観光地であるとともに、八幡製鉄、日本特殊鋼管、武田薬品工業の三大工場があり、中国地方における大工業都市としての将来が約束されている。

イ 光漁業協同組合の概要

光漁業協同組合は、このような地方都市の一角室積にあります。室積という地名は、昔、無漏津

海、室津海とも書かれ、四季いずれの時でも風浪のうれいなく平穏で、まったく室の中に住まう感じから名付けられたといわれ、往時は天然の良港として、この地方唯一の貨物の集散地でいんしんをきわめたといいつたえられておるこの室積の地を根拠に発展したもので、組合員は正準合せて四四七三人、三トン未満の漁船を主体として、いわし船曳網、たい吾智網、小型底曳網、一本釣、延縄漁業を営み年間鮮魚介類、約一、二〇ト、一億二千万円の水揚げがなされており、とりわけ信用事業について、組合長さんの言葉をかりると「当漁協の信用事業は、昭和三十年の組合員貯金総計が僅か二九二万円であったが、これが順次上

表-1 貯金の内容

種 類	前年度末現在		本年度 本受 入 額	本年度 本 払 入 額	本年度末現在		
	口座数	金 額			口座数	金 額	一組員 当り金額
当座貯金 普通貯金 その他 小計	497	4,916,263	158,857,886	154,174,685	371	9,599,464	25,875
	239	1,375,655	4,492,509	4,562,506	222	1,305,658	5,880
	315	777,160	94,962,887	92,640,324	320	3,099,723	9,687
小計	1,051	7,069,078	258,313,282	251,377,515	913	14,004,845	41,442
定期貯金 定期貯金 十日貯金 小計	235	11,362,818	24,606,393	12,392,526	370	23,576,685	63,721
	215	840,290	822,552	569	215	1,662,273	7,731
	450	12,203,108	25,428,945	12,393,095	585	25,238,958	71,452
小計	900	24,406,216	50,857,890	25,285,190	1,170	50,477,916	142,904
合 計	1,501	19,272,186	283,742,227	263,770,610	1,498	39,243,803	112,894
うち組合員外からの貯金	23	310,300	123,400	0	27	433,700	0

ウ

光漁協婦人部の概要

組合の運営に大きな力をかして

昇して三十五年末には二、三〇〇万円となり、現在では二、六〇〇万円になっております。私は貯金の奨励については必ずしも積極的ではなかったが、組合と表裏一体をなす婦人部の健全な発展こそは村造りの基礎であるとの理念のもとに、最善をつくして来た。その結果が、非常に抵抗があると思われた水揚の全面的貯金振替が極めて簡単に実施出来た。貯蓄も積極的な勧誘なしに自然に増加してきた。

このように考えて見るとき、婦人部の建設的な団結の力に敬意を表わすものである。」といわれましたが、その裏付として貯蓄高も遂次上昇し、組合貸付金は順調に周収され、本年度で償還期限の経過したもの十件、三四万円余となっており、系統金融機関からの借入金も年度末現在零という成績を収めている事実から、親組合と婦人部とのむすびつきに相互の信頼というものが如何に大きく作用しているかを、うかがい知ることができました。

いるという婦人部は、当初県信漁連のすすめにより、漁家の主婦全員が加入ということで発足しましたが、何らの活動もしないまま、無為な毎日が経過して行くうちに、内部からの反省の声が起り一応解散いたしました。昭和三十三年に任意加入の形をとって再出発し現在一三五名の部員で運営されております。

この婦人部も、地区婦人会との関係で発足する前に充分話合をして、漁協婦人部員は地区婦人会に入会しなくてもよい、ただし事業やその他必要事項は事前によく連絡をとり相互に交流しようという了解のもとに結成されております。

婦人部の活動としては、日用品購売事業として年間約九九万円を取扱っておほるか、毎月十八日の休漁日は、月例集会日として、県及び県信漁連の指導のもとに料理講習会、電気器具取扱知識の普及等、お互いの話合の場をつくって生活の合理化、新しい漁村づくりにとグループ活動を活潑につづけております。

二、月給制度の実態

ア 月給制にふみきるまでの経過

昭和三十一年頃から県及び県信漁連の指導により家計簿記帳運動が進められ、県下一〇一の漁協婦人部がこの運動に参加する等、周囲に刺激されたある日婦人部が集まり種々の話題に花を咲かせているうちに、たまたま現在の漁家の生活が話題にのぼりました。

漁家の生活は、派手だとはいえないものの、とかく計画的な生活にはルーズになりがちで、金の出入りの多いことばかり目につき、お互いこのままの生活をしては、経済成長ムードから取り残されるばかりだ、何とかして合理的な計画性のある生活に切り換える必要があるとし、このためには、現在の季節的に変動の多い漁業収入を毎月固定した月収にし、予算生活を営むことが大切だという結論に達し、新聞で読んだ程度の知識しか持ち合せのない婦人部では、どうすれば実施できるだろうかという疑問のまま、漁協に相談したところ、組合長も「自主的な意見を大いに尊重します。この話については、むしろ組合の方から要望

しなかったことです。」と援助と協力を約束してくださいました

そこで月給制を希望するものが、自家の必要月給額を持ち寄り組合で年開水揚実績と対照して検討した結果、これだけの要素では決定することが困難で、どうしても過去の家計費の実績を知る必要が生じ、各家庭から家計簿を提出願って内容分析したところ、大家族一人当り四千五百円位でとまっておることがわかったので、これを基準にして、家計予定表と家族構成表を作り、組合と相談し水揚実績と対照して無理のない範囲内で決定することになりました。ところがこの制度を実施するにあたり当面した問題は、この制度の運営資金とでもいう組合員の貯金額が少ないことでした。この打開方法として①月給貯金を積立てから実施するか、②組合からでも一時資金を融通してもらってはじめるかの二通の方法が考えられたので組合と相談したところ、組合は、よい計画はすみやかに実行するべきだとして②の方法をとることになりしかも個人に貸付けという形では利子が必要となるため、仮払いの形式で三十三年度に発足

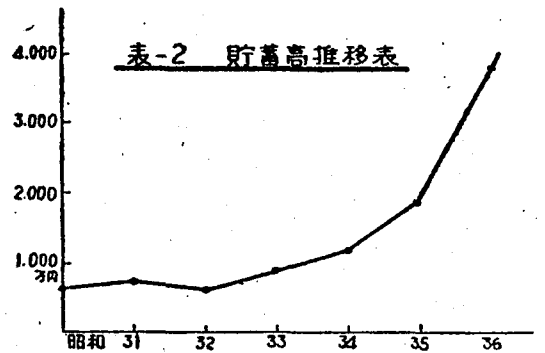
することになりました。

イ 月給制度の具体的運用方法

- ① 月給制を希望する家庭は毎日仕切から脱皮し、月はじめに月給額を受取り水揚代金は毎日貯金振替とする。
- ② 水揚代金が月給額にみたない月があっても、月給額金額を無利息にて払出す。ただし貸出が固定化した時の対策については、組合内部の問題となるので一定の限度額を定めている。
- ③ 漁業用資材、燃油代金は貯金より振替支払。税金も漁協より団体納入としている。
- ④ 漁業外収入(加工、養鶏等)は、原則として組合預金に入れる。
- ⑤ 月給額算定については前に述べた方法によっているが、経済情勢及び子供の成長にもなる教育費の増額などによる基準額の引上げを水揚実績とにらみ合せて各漁家毎に組合と話し合を行なう。

ウ 月給制を実施した効果

- ① 昭和三十三年実施にふみ切った



た月給制加入者は一二戸にすぎませんでした。二年を経過した昭和三十五年には、月給制に加入していない漁家もこの制度に準じた水揚代金の貯金振替にふみきました。これらの人たちは、当初仕切代金を午後になると組合に受取りに行くことが日課になっていた。当座は大分淋しかったようですが、だんだんなれて払出も月に二〜三回にきまつた額を引出すようになり、毎月の払出額を調べてみると殆んど一定額で約八割が予算生活をしているものと思われ、近く全員月給制が実現するのではないかと

う所まで啓発出来た。

- ② 貯金制度により組合の事務改善がすすんだ。
- ③ 漁船建造などのため頼母子が盛んであったが、この制度のおかげで非常に少なくなった。また漁家の側から見た実施効果では、
 - ① 今日魚が沢山とれたからといって、大盤振舞をするといったこともなくなったし、しけで沖にいけない時も安心して休むことが出来るようになり、生活が安定した。
 - ② 組合と婦人部のつながりが一層強くなり、組合の事業についての理解が深まった。ということですが、月給制にふみきっていてよかったというエピソードを、婦人部長の言をかりて一つ紹介しておきます。「NさんはNさん夫妻、母親及び子供三人計六人家族であります。三十三年六月御主人が漁撈中に他船と衝突して海中に転落し負傷しました。そのため三カ月間休業し収入は皆無になりました。月給制開始後四ヶ月目であり、貯金もなかったので月給されるかどうか非常に心を痛めました。組

合としては、こんな時こそ月給の価値があるのだと、定められた月給を支給しました。Nさんは「若し一定収入がなかったら、精神的な負担により傷の回復も遅れたのではないか」と感謝しております。

またSさんは「今まで全く貯金が出来なかったが、今では漁船建造、機関の換装の場合、自己資金でどうにか賄うことが出来るようになった。生活の内容も充実して家庭内が明朗になった」と大変喜んでいます。」と語っておられました。

三、月給制を続けるための課題

この月給制は、これからさき全員月給採用まで時日を要するかも知れませんが、あせらず着実に次のことを解決していきたいということがあります。

- ア 予算生活をおしすすめ全員月給制にきりかえるため、家計簿を記帳する習慣と、お互に無駄をばぶくために検討し合う機会を出来るだけ多くつくって行きたい。
- イ 月給制度の推進には、家族の協力が絶対必要になって来るので、

家庭内の民主化をはかる方向に婦人部活動を進めたい。

四、月給制を研修した感想

このたび月給制の視察のために山口県まで出かけて、一番印象に残ったのは、土地の方たちの言葉の美しいことです。荒波にもまれ生活している私共は、自然声も大きく、言葉も荒くなってしまふものと思っております。漁師さんにきれいなことばで話しかけられると、受け取る感じが何かしら生活に落着くあるゆとりを感じさせられるような気がいたしました。

月給制度については前に述べたように、私たちの場合と違い、婦人部の人たちの自主的な考えから生れたものだけに、組合も組合員の生活の安定という点に配慮がはらわれ大変積極的に指導しておられ、このような漁協と婦人部との密接な協力関係を非常にうらやましく思いました。

又私共の生活の中にも、もっともつと話合の場をもつことによつて、無駄をはぶくことや、家族の理解を深めること等、合理的な生活を見出す方向に婦人部の努力をそそがねばならないことを痛感いたしました。

最後にこの制度の普及をはかるた

めに、現在実施している人たち同志の交流をはかり問題を一つ一つ解決するような方向に関係方面からの御指導御助力を切望いたします。

(注・本稿は去る五月二十八日から三十一日まで技術交流事業として月給制を研修した、研修報告から収録したものであります。

なお研修に参加された方々は次のとおりでした。)

漁村生活改良普及員

清水恵美子

生活改良普及嘱託員

石尾 礼子

香住町漁家月給制グループ

伊藤 静江


明石市漁家月給制グループ

谷岡春子外二名

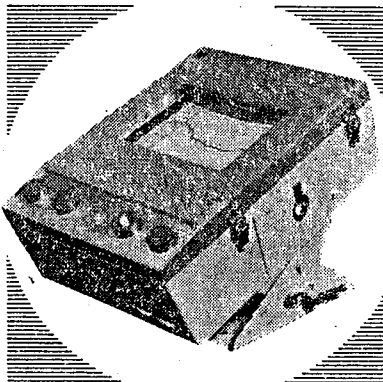
小西まつゑ

福本はるゑ外二名





の技術を誇る画期的な沿岸漁業用魚探機



オールトランジスタ

FC 10

無接点方式

手入れのいらぬ無接点
半永久的なトランジスタ
電力が少なく経済的
何処でも使える小型、軽量
大きな窓で見易い記録

海上電機株式会社

本社 東京都千代田区神田錦町1-19 電話東京 (291) 2611-3 (818)-3
神戸営業所 神戸市生田区明石町32(明海ビル) 電話 (43) 2628-3701 (39) 2380

ル(第5図)と比較してみるとチップ部の構造が全く相違しているのに気がつくであろう。

ディーゼルの場合には油圧 300Kg/cm²内外あり(焼玉機関60Kg/cm²程度)その油圧によりニードルバルブをスプリングの強さに打ちかかって押し上げ噴出される。油圧は一定と見て噴油角度も120°内外に噴射される。焼玉機関の場合には、構造も簡単であるが、焼玉を備えているため、適宜噴油角度をかえる必要があり、ノズルハンドルをゆるめると、スピンドル先端とチップシート面とのすき間が広くなり、燃油は棒状に噴射され、逆にしめるとすき間がせまくなるため、噴油角度は 90°内外に開いてスロー運転に適するよう調整される。噴油孔もディーゼルの方がやや小さく0.2~0.4mm程度、熱玉機関で0.5~1mm程度である。

ノズルの主な故障は

1. 長時間使用により弁面のいたみ(すり合わせ)
2. 膠着(油不良、過熱)
3. 噴油の切れ不良(噴油孔の閉塞、ポンプ、パイプの漏洩、空気侵入、スプリング弾力のよわすぎ)

等である。燃料ポンプを心臓とみれば、ノズルは咽喉部に必適し、機関の故障中主なものは大部分燃料系統に起因するとみてもよい。最も注意を要する重要部である。

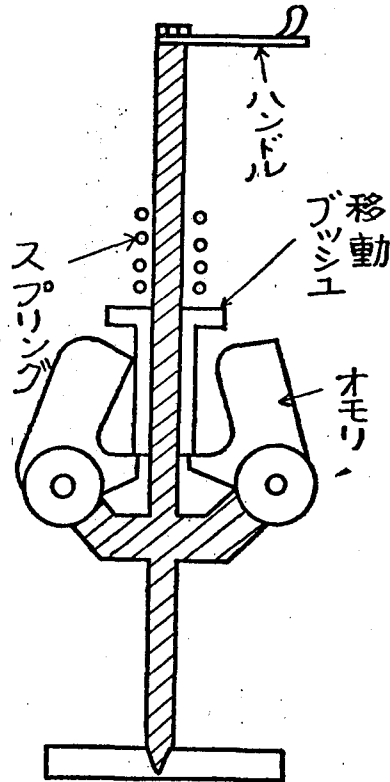
(ガバナー)

ガバナーとは一口にいて回転数を調整する装置である。例えば急にクラッチを切った場合、又はピッチングによりプロペラが水面よりでて急に荷重が減った場合等において、同じような噴油状態をつづけたとすれば急回転を起して大へんなことになってしまう。できるだけ速やかに、しかも正確に油量が自動的に調整され、エンジンの回転数を整えなければならない。ここにガバナーの必要性が絶対であり、性能の優秀性が望まれるゆえんである。

ディーゼルのガバナーは回転による遠心力を利用したもので、最近小型焼玉機関にもこの式が非常に増加している。いわゆる「フューガルガバナー」又は「遠心力ガバナー」といわれるものである。今別図のような装置をつくったとする。上部のハンドルを指でまわすと、遠心力によりオモリは外方にひろがりブッシュは押し上げられる。指

でまわす速さが早い程オモリは外方へひろくひろがり、ブッシュの移動距離も多くなる。これが此の種のガバナーの原理である。上部ハンドル部をギヤによりエンジンに連結し、ブッシュの部分燃料ポンプのラックにつないで、その上下移動を利用してラックを移動さすようにすればよい。もっとも回転がおちつけばもとの状態にかえるようブッシュはスプリングの力でおしかえすようにできてる。

(以下次号)

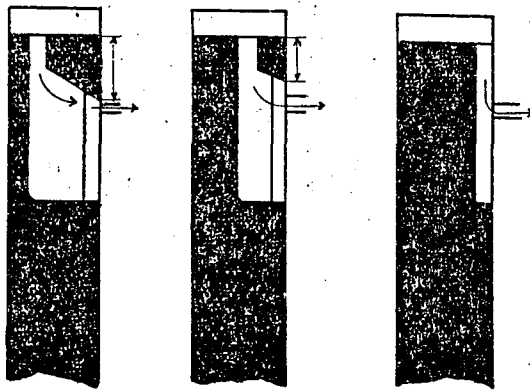


三菱ダイヤディーゼル

漁船運 船船搬

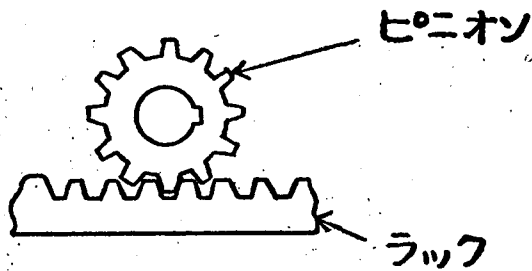
3 HP ~ 120HP

新三菱重工業株式会社ダイヤディーゼル
山陽地区総代理店
株式会社
山陽ダイヤ商会
電話 神戸 ⑥7 1125番

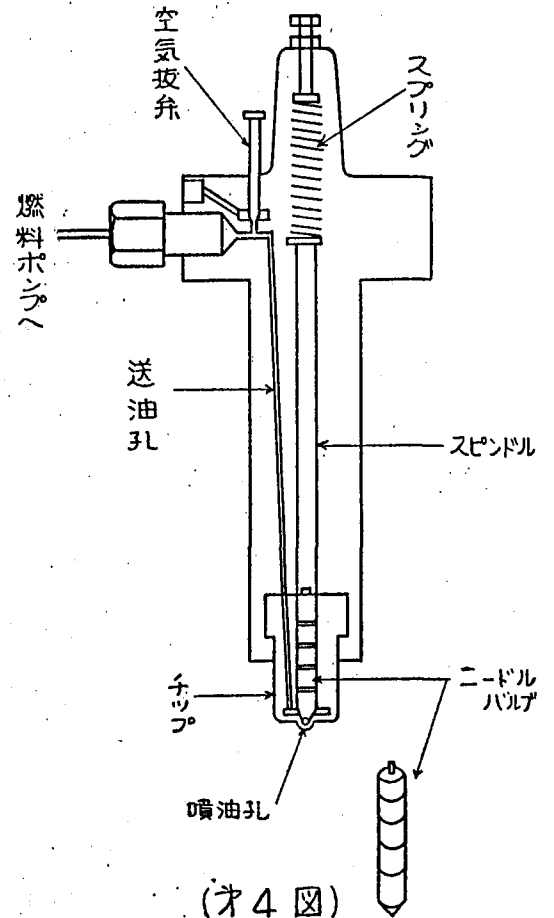


(オ三図)

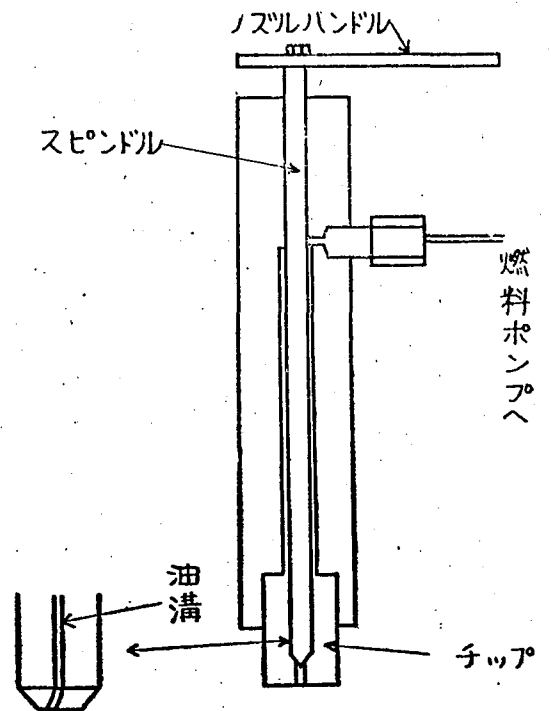
(全負荷) (スロー) (ストップ)



装置は第1図のとおりプランジャーの下部にピニオンギヤがはめこまれ、これにラックギヤがかみ合い、これを左右に動かすことによって油量調整を行なうのである。これが燃料ハンドルの動作で、同時にガバナーにも連結されている。燃料ポンプ内の動作を簡単に説明すると、第1図のカム軸に取付けられた燃料カムが回転し、その突き出した部分によってローラ、突棒、プランジャーがそれぞれ上昇し燃料を突く。下降はスプリングによりおし下げられる。プランジャーとパーレルとは精密なすり合わせをした耐磨耗性のもので、油が下部へもるようではその役目をなさないが、長時間使用するとすきができ油圧低下をきたす。プランジャーが下降するとポンプ内の真空作用により吸入孔から油が吸いこまれ、上昇時に吐出弁を押し上げ、パイプを通してノズルに達する。第3図のストップ時は、プランジャーの縦溝が逃出口と一致するため上昇しても吐出弁をおさず、そのまま油溜りにかえるから送油されない。このように燃料ハンドルを左右に動かすことにより(別図ラックの移動)送油量及び油の逃出の時期を調整するのである。



(オ4図)



(オ5図)

(ノズル)

構造は第4図のとおりである。焼玉機関のノズ

やさしい 漁船機関基礎講座

⑭

水 試 杉 本 技 師

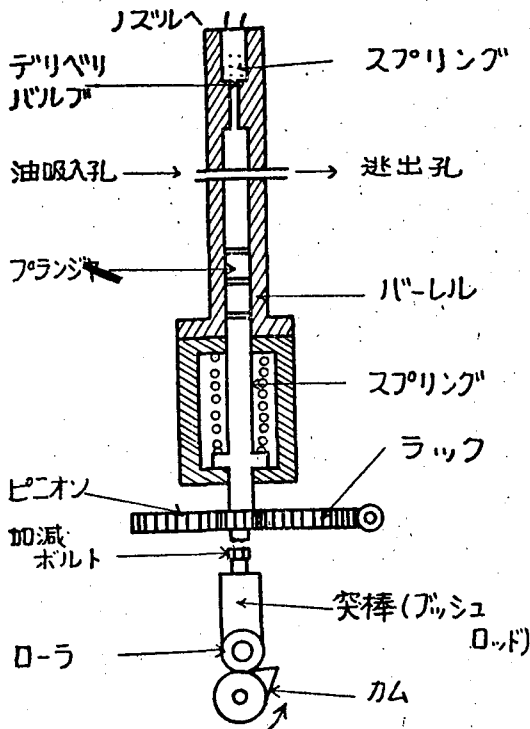
初めてディーゼルを取扱う人のために ⑧

燃 料 系 統

(燃料ポンプ)

ディーゼル機関に使用されている燃料ポンプには、スビル弁式（逃し弁式）とポッシュ型の二種類がある。小型ディーゼルには、後者が多く使用されているので、それに重点をおいて説明したい。

ポッシュ型とは第1図の如く一種のプランジヤーポンプである。

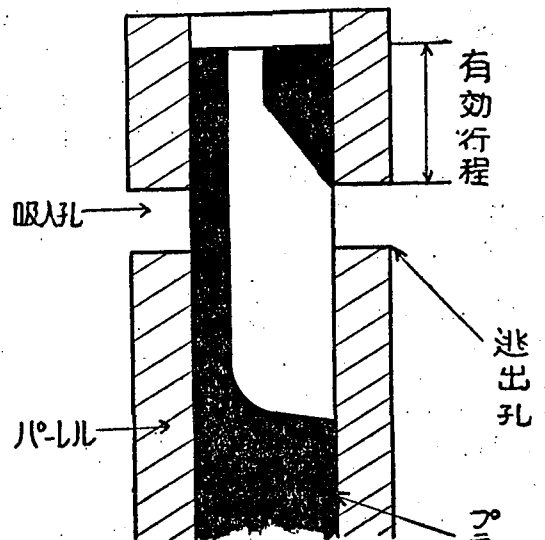


(オ1図)

これについて勉強する前に必ず知っておいてほしいのは、有効行程ということである。有効とは「ききめのある」ことで、行程とはストローク、つまり実際に働いているストロークという意味である。いわゆる燃料ポンプなら燃料を噴射している間の行程である。有効行程とは、ポンプのプラ

ンジャーに限らず、ピストンが燃料爆発により下降する場合もそうであり、それ以外の行程は有効とはいわない。焼玉機関であれば爆発よりピストン下降時排気孔が開く瞬間までが有効行程ということになる。同じく焼玉機関の燃料ポンプ（イナーシャ型＝本カタ）なら突き始めから終わりまでが有効行程である。

ポッシュの場合はどうかを見るに、第1図の如く油の吸入孔と逃出口があるが、プランジヤーが油をつきあげて、プランジヤーの上部がこの両孔をふさいでいる間が噴射行程、つまり有効行程であり、下部切かけが逃出口と一致すると油は吸入側へ逆流して、油圧は落ち噴射はやむ。つまり第2図の如く、プランジヤーの上端から切かけまでの距離が有効行程ということになる。従って第3図の如くこの部分を拡大してみるとよく理解できよう。有効行程の長い方が油が多く（全負荷）短い方が少ないのは当然である。この行程変更の



(オ2図)

漁業経営体数 昨年より二 %減る

農林省兵庫統計調査事務所

兵庫県下における昭和三十六年の漁業動態調査結果概要を次のとおり発表する。この調査は県下八七漁業協同組合地域内の漁業経営体ごとのカードによりとりまとめたものである。なお、この調査の漁業経営体とは年間三十日以上海面で漁業を営んで漁船を所有する個人および団体である。

一、経営体数

昭和三十六年（一月～十二月）に海面で漁業を行なったものの総数は六、四六六で三十五年の総数六、五八七と比較すると二・二%の減少である。海別では日本海で一、一三三で三十五年より六・〇・五%減、瀬戸内海で五、三三三で一・五（二・一%）減となっている。

経営体総数は昭和二十八年の漁業センサス当時と比較すると一、五四二（二〇%）減少である。なお、他産業の高度成長にもなって漸減の傾向にある。とくに淡路海区においては、三十四年当時より比較すると二・二%減となっているから本県ではこの傾向が著しい海区である。

播磨、摂津海区では経営体数は概して足踏状態であり減少はみられない。このことは主として養殖経営体の増加と工業地帯造成にもなう漁業補償が未解決であることによるものと思われる。経営体数の組織別構成は、従来の調査結果と大差がなく個人経営体が圧倒的に多く九五%を占め、次は共同経営の四%、漁協直営会社などの一%である。

二、新規出現ならびに消滅の経営体

新規出現の経営体は五〇一で、このうち生産手段である漁船を所有しながら三十五年に賃労働の収入を得て休漁して三十六年に三十日以上操業したものが七四%を占めていた。階層別には動力三トン未満が最も多く三八%、ついで無動力の三一%である。

また、消滅した経営体は六二二であり、このうち漁船を所有しながら休廃業したものが六三%であり、なお三十五年に漁業を営んで三十六年に三十日未満となったため、消滅として取り扱った経営体が一三〇（二一%）ある。これらは主に無動力、動力三トン未満の階層であり、賃労働を主に収入源としており漁況の如何によって着業する潜在経営体といえる。

新規出現と消滅経営体との差は消滅の方が二二多い。このことはこの分だけ

三十五年経営体数より三十六年は減少したことになる。前年からみて経営体の減少の著しいのは動力三トン未満階層であってその減少数は一七九に及ぶ。つぎは無動力の八六である。この階層は新規経営体ならびに他階層からの流入数に比べて他階層に流出したものが消滅した経営体の方が多い。前年より経営体が著しく増加したのは動力五～一〇トン階層の七五、ついで浅海養殖（主としてのり養殖）の六七であって新規経営体の出現が大きく原因している。のり養殖は三十五年には六六%の伸び率であったのに対し、三十六年は二七%にとどまって、すでに伸び悩みの状態を示しているから沿岸漁業の不振打開対策は養殖に期待を掛けすぎではないといえる。

三、階層異動

三十六年総経営体数六、四六六のうち前年から引き続いて漁業を営んだものは五、九六五であり、このうち階層異動のあった経営体は三二九である。この内訳は漁船規模を増大したものが一八五、規模を縮小したものが七六、非漁船階層に移ったものが六〇、非漁船階層から漁船階層に移ったものが七となつてゐる。異動の最も激しいのは無動力および動力三トン未満階層である。これらの階層から他階層への流出は流入を大きく上廻っている。

階層の異動は瀬戸内海に大きくみられ、沿岸漁業経営の不安定性に原因すると同時に生産競争によって、あるものは大型化し、あるいは規模縮小し、またあるものは浅海養殖に活路を見出して経営の維持を図ることがうかがわれる。

四、漁船状況

経営体の所有する動力船隻数は五、七四七であり、階層別には三トン未満四、二八〇（七四%）三～五トン一、〇九八（一九%）五～一〇トン二二（四%）一〇トン以上一四八（三%）である。

総隻数のうち日本海では九五九（一七%）であり、瀬戸内海では四、七八八（八三%）となつてゐる。漁業用機器の据付状況についてみるに昭和三十四年より比較して最も増加が著しいのはロランであつてその増加数は七一（二・三六%）である。つぎは魚群探知機でその増加数は一〇六（一・四四%）となつてゐて、一〇トン以上漁船隻数に対する据付割合は前者で五〇%、後者で七一%を占め、特に日本海の一〇トン以上の漁船の近代化は推進されつつあることがうかがわれる。なお、レーダー、方向探知機、電信などの機器については増加はみられない。